

## 〔教育職員免許状〕

## 履修登録にあたっての注意

教育職員免許法施行規則改正に伴い、2010年度入学者より「教職実践演習」が必修科目に新設された。これに伴い、教育職員免許状の取得希望者は1年次から「履修カルテ」（ポートフォリオ）を作成することが義務付けられ、四年間を通じた計画的な学修が求められるようになった。したがって、原則として教職課程に登録を1年次に行っていない者は、教育職員免許状の取得はできない。

## ◎本学の教員養成理念

自ら学ぶことを通して生徒の学びを支援し、科学的知見及び幅広い社会的視野に根差した教養を身につけ、地域社会やひとびとの生活にもまなごしを向けられる教員を養成する。

## ◎社会福祉学部の教員養成理念

教科指導はもちろんのこと、現代社会に不可欠の福祉的な発想と教養を備え、ソーシャルワークの対人援助技術を身につけた教員を養成する。

## 社会福祉学部で取得可能な免許状

社会福祉学部で取得可能な免許状は下記の通りである。

教育職員免許状の種類	免許教科
中学校教諭一種免許状	社会
高等学校教諭一種免許状	公民
高等学校教諭一種免許状	地理歴史
高等学校教諭一種免許状	福祉
特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者・ 肢体不自由者・病弱者

## 1. 免許資格取得要件

免許状の種類 (教科)	基礎資格	教育職員免許法施行 規則(第66条の6) に定める科目	教育職員免許法に定める科目		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科外職域に関する科目
①中学校教諭一種免許状 (社会)	学士の学位を有すること	8単位	20単位	31単位	8単位
②高等学校教諭一種免許状 (公民)(地理歴史)(福祉)	学士の学位を有すること	8単位	20単位	23単位	16単位
③特別支援学校教諭一種免許状 (知的・肢体・病弱)	中・高教諭の一種免許状を有すること	①又は②の免許状取得の他に 特別支援教育に関する科目 26単位			

※本学における最低修得単位は法令を上回る科目があるので、教科ごと年度ごとに97頁～103頁の科目表を参照のこと。

## 2. 履修の基本

- (1) 教育職員免許法施行規則(66条の6)に定める科目 【8単位】

「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」について、各2単位を修得すること。

- (2) 「教科に関する科目」【最低修得単位 20単位】

教師になって担当する具体的な教科の知識修得を目的とした科目(専門科目)である。これは、各学部・各学科に設置されている科目である。

(3) 「教職に関する科目」【最低修得単位 中学校：31 単位・高等学校：23 単位】

教師になるための資質の向上を目的とした科目である。本学では教育職員免許法及び同施行規則に則り、「教職に関する科目」を定めている。

☆印の科目は卒業単位に算入されないので注意すること

(4) 「教科又は教職に関する科目」【最低修得単位 中学校：8 単位・高等学校：16 単位】

「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」のそれぞれの修得単位数が、中学校教諭一種免許状及び高等学校一種免許状を取得するためのそれぞれに必要な単位数を超えた場合には、その単位を「教科又は教職に関する科目」の単位数に含めることができる。

ただし、異なる免許の科目をこれにあてる（例えば福祉科教育法を中学の免許のために用いる）ことはできない。よって、複数の免許を取得する場合、免許ごとによく確認すること。

(5) 履修カルテについて

4 年次後学期には、それまでの教職課程での学びを振り返り総括する「教職実践演習」を履修しなければならない。したがって、課程登録者は、教職実践演習で用いる振り返りの資料として、1 年次より「履修カルテ」（ポートフォリオ）を作成する必要がある。

履修カルテには、各学期に一度、教職課程での学びを課程登録者が総括し記入を行う。課程登録者は、各学期ごとに開催される「履修カルテ説明会」に必ず出席し、記入事項について担当教員の指導を受けた上で、指定された期日までに教育支援課に提出しなければならない。履修カルテへの記入は、学生自身が履修カルテのデータファイルに行い、その管理は学生が責任を持って行うこととする。

なお、教職実践演習開始時まで履修カルテの必要事項に記載漏れがあったり、履修カルテのデータファイルを紛失した等の理由で学びの振り返りと総括に支障があると判断される場合は、教職実践演習の履修を認めないことがあるので、履修カルテの記入や管理については十分に注意すること。

(6) 中学校教諭一種免許状（社会）および高等学校教諭一種免許状（公民、地歴）を取得する際の前提科目（「社会科指導法基礎」）について免許状（社会科系）の取得に際して必修科目となっている社会科・地歴科教育法Ⅰ・Ⅱおよび社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱについては、原則として、一年次から履修できる「社会科指導法基礎」において単位が認定されている場合に限り履修登録をすることができる。なお、高等学校教諭一種免許状（福祉）についてはこの限りではない。

(7) 教員採用試験の合格を目指す場合は教員養成特別コース（2017 年度以降の入学者は「教員養成特別プログラム」）における各講座の受講を推奨する。

### 3. 教育実習について

4 年次に、中学校教諭免許については 4 週間、高等学校教諭免許、特別支援学校教諭免許については 2 週間実施する。中学校と高等学校の両免許を希望する場合は中学校で 4 週間実施する。

(1) 教育実習履修の条件

- ① 1 年次より数回開催される教職ガイダンスに必ず出席し、順を追って必要な事務手続きを済まさないといけない。なお、日時はその都度掲示する。
- ② 教職概論、教育学概論、教育心理学、教科教育法の履修状況をみて教育実習履修者を決定する。
- ③ 学業成績が悪い場合は教育実習の履修を認めないことがある。
- ④ 「教育実習指導」の出席が十分でなく、かつ、「模擬授業」を十分に行えない場合は教育実習を延期すること、または履修を認めないことがある。
- ⑤ 本学が示す「教育実習生心得」および実習校が示す「実習の条件」等を十分に理解せず、それを守れないと判断される場合は、教育実習の履修を認めないことがある。

⑥教育実習報告会、教職課程研究報告会に参加しなければならない。また別途指定される他学年開講科目を聴講しなければならない。

#### (2) 実習校

教育実習は、原則として協力校で行うが、出身校で行うこともある。実習校は、担当教員からの指導を受けた上で、3年次に各人が大学からの依頼状を持参して申し込み、決定する。

### 4. 教職実践演習について

4年次後学期にそれまでの教職課程での学びを振り返り総括することを目的として実施される。2010年度以降に入学した学生は教員免許状の取得に際して必ず履修しなければならない。教職実践演習の履修にあたっては、以下の条件を満たす必要がある。

#### (1) 教職実践演習の履修条件

- ① 4年次後学期の時点で卒業見込み（残25単位以下）であり、教育職員免許状を取得見込みであること。
- ② 教育実習を終えている、あるいは実習中であること。
- ③ 担当教員の指導のもと、履修カルテに漏れなく記入がされていること。

### 5. 教職課程履修費について

種別	学年	履修課程	納額(円)
教職課程履修費	1年次	中学社会、高校公民・地理歴史・福祉・特別支援学校	2,000円
	2年次	中学社会、高校公民・地理歴史・福祉・特別支援学校	2,000円
	3年次	中学社会、高校公民・地理歴史・福祉・特別支援学校	6,000円
	4年次	中学社会、高校公民・地理歴史・福祉	12,000円
		上記と併せて特別支援の課程を履修の場合	21,000円

### 6. 介護等体験の履修

中学校教諭免許状を取得するためには「介護等体験（障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験）」の履修が必要である。

#### (1) 履修が必要な者

中学校教諭免許状を取得しようとする者。高等学校教諭免許状のみを取得する場合は必要ない。なお、社会福祉士・精神保健福祉士課程における相談援助実習、または教職課程における特別支援学校での教育実習の実施をもって介護等体験の履修に代えることができるため、これらの課程に登録をしている学生については、原則として介護等体験の履修を認めない。

#### (2) 概要

##### ① 実施内容

- ア. 障害者、高齢者等の介護または介助
- イ. 障害者、高齢者等の話相手、散歩の付き添いなどの交流体験、あるいは掃除や洗濯といった受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助など。

##### ② 実施施設

特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）および社会福祉施設、またはその他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めたものに限る。

##### ③ 期間

特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）で2日間、社会福祉施設等で5日間、計7日間を原則とする。

##### ④ 証明書の発行

介護等体験の際、学校または施設の長より介護等体験に関する証明書（所定の用紙による）を発行してもらう必要がある。なお、介護等体験における行動、態度、出席状況等によっては証明書が発行されない場合がある。証明書は教育支援課に提出する。

(3) 実施年次

通常の介護等体験の場合は、2年次より実施する。社会福祉学部の社会福祉基礎実習や施設見学を介護等体験にあてることはできない。

(4) 実施時期

長野県教育委員会ならびに長野県社会福祉協議会の計画に従うものとする。

(5) 手続きなど

必要な手続き・費用(15,000円)・情報等については、説明会・掲示等で指示する。

7. 履修すべき科目及び手続きなど

年次	履修すべき科目等	手続きなど
1年次	教科に関する科目の履修(1～) 教職に関する科目の履修(1～) 教育職員免許法施行規則(66条の6)に定める科目の履修(8単位)  履修カルテの作成	・教職ガイダンス(前・後学期) ・教職課程登録 ・教職課程履修費の納入 ・履修カルテ説明会(後学期) ・教育実習報告会に出席 ・教職課程研究報告会に出席 ・その他、指定された他学年開講科目の聴講(ポータルで通知)
2年次	教科に関する科目の履修(1～及び2～) 教職に関する科目の履修(2～) 教育職員免許法施行規則(66条の6)に定める科目の履修(不足分) ○中免のみ・・・介護等体験の実施※  履修カルテの作成  ※P.95にある該当者のみ	・教職ガイダンス(前・後学期) ・介護等体験申込み※ ・履修カルテ説明会(前・後学期) ・介護等体験費の納入(該当者) ・教職課程履修費の納入 ・教育実習報告会に出席 ・介護等体験報告書の作成 ・教職課程研究報告会に出席 ・教職課程履修費の納入 ・その他、指定された他学年開講科目の聴講(ポータルで通知)
3年次	教科に関する科目の履修(不足分) 教職に関する科目の履修(不足分) 各教科の教育法の履修終了 教育実習指導の履修  履修カルテの作成	・教職ガイダンス(前・後学期) ・履修カルテ説明会(前・後学期) ・教職課程履修費の納入 ・教育実習希望届の提出 ・教育実習校へ実習依頼 ・教育実習報告会に出席 ・教職課程研究報告会の実施 ・教育実習校決定 ・その他、指定された他学年開講科目の聴講(ポータルで通知)
4年次	教科に関する科目の履修(不足分) 教職に関する科目の履修(不足分) 教育実習の履修 教職実践演習の履修  履修カルテの作成	・教職ガイダンス(前・後学期) ・教職課程履修費の納入 ・教育実習生調査票の提出 ・履修カルテ説明会(前・後学期) ・免許状授与申請書の提出 ・教育実習報告会の実施 ・教育実習報告書の作成 ・教職課程研究報告会の実施
卒業時	卒業所要単位取得・教職課程所要単位取得	・教育職員免許状授与

中学校教諭一種免許状（社会）・高等学校学校教諭一種免許状（公民）（地理歴史）（福祉）18～15年度生用
---

教育職員免許法施行規則 第66条の6 に定める科目	免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する本学開設授業科目						
	科目	単位数	科目	学期	単位	履修基準	取得年次	担当教員	必要単位数
	日本国憲法	2	憲法	前・後	2	◎	1～	野村	8 単 位 必 修
	体育	2	スポーツ実技Ⅰ	前	1	◎	1～	担当教員	
			スポーツ実技Ⅱ	▽	1	1科目	2～	担当教員	
			身体パフォーマンスⅠ	▽	2	◎	1～	担当教員	
	外国語 コミュニケーション	2	英語Ⅰ	▽	2	1 科 目 選 択 ◎	1～	担当教員	
			英語Ⅱ	▽	2		1～	担当教員	
			英語Ⅲ	▽	2		1～	担当教員	
			英語Ⅳ	▽	2		1～	担当教員	
			ドイツ語Ⅰ	前	2		1～	小高・磯部	
			中国語Ⅰ	▽	2		1～	ビラール・宮本(大)・嶋田	
	韓国語Ⅰ	前	2	1～	龍野				
	情報機器の操作	2	情報リテラシーⅠ/情報リテラシー	前	2	◎	1	担当教員	

中学校教諭一種免許状（社会）18年度生用

(注) ◎必修科目 ○選択科目 ☆卒業単位に算入しない

第66条(6)に定める 教員免許状施行規則 の科目	免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する本学開設授業科目	必要単位数
	日本国憲法	2	99 ページの科目表を参照のこと。	8 単位 必修
	体育	2		
	外国語コミュニケーション	2		
情報機器の操作	2			

	免許法令による科目群	単位数	本学開講科目による履修基準						履修状況	履修状況
			科目	学期	単位	履修	履修	担当教員		
教科に関する科目	日本史及び外国史	1以上	日本史概論	前	2	◎	2～	川崎	最低修得単位20単位(必修を含む) ただし、本学では24単位	教科又は教職に関する科目から8単位
			東洋史概論	後	2	◎	2～	塚瀬		
			西洋史概論	後	2	◎	2～	駒村		
			日本史	後	2	○	1～	川崎		
			東洋史	前	2	○	1～	塚瀬		
			西洋史	前	2	○	1～	駒村		
			社会思想史	後	2	○	1～	徳永		
			歴史の見方	後	2	○	1～	塚瀬		
	地理学（地誌を含む）	1以上	地理学概論	前	2	◎	2～	市川(正)		
			地理学	後	2	◎	1～	羽田		
			地誌	後	2	○	1～	羽田		
			地誌概論	前	2	◎	2～	羽田		
	「法学、政治学」	1以上	法学	後	2	◎	1～	大島		
			地方自治論	後	2	○	2～	久保木		
			政治学概論	前	2	◎	1～	久保木		
			行政法	後	2	○	2～	大島		
	「社会学、経済学」	1以上	民法	集	2	○	1～	石井(智)		
			社会理論と社会システム	後	2	◎	1～	小林(孝)		
			福祉の仕事	後	2	○	1	担当教員		
			社会福祉の考え方	前	2	○	1	端田		
「哲学、倫理学、宗教学」	1以上	経済学	後	2	◎	1～	吉村			
		地域福祉の理論と方法I	前	2	○	2～	合田			
		哲学概論	前	2	◎	2～	徳永			
		哲学	一	2	○	1～	休講			
教職に関する科目	免許法令による科目群	単位数	本学開講科目による履修基準						履修状況	最低修得単位31単位(必修を含む) ただし、本学では39単位
			科目	学期	単位	履修	履修	担当教員		
	教職の意義に関する科目	2	教職概論☆	前	2	◎	1～2	山浦		
	教育の基礎理論に関する科目	6	教育学	後	2	○	1～	早坂		
			教育学概論☆	前	2	◎	1～	早坂		
			教育心理学(教育・学校心理学)	後	2	◎	1～	高木		
			教育制度・経営☆	集	2	◎	2～	荒井		
	教育課程及び指導法に関する科目	12	教育課程論☆	前	2	◎	2～	丹野		
			社会科指導法基礎☆	後	2	◎	1	山浦		
			社会科・地歴科教育法I☆	前	2	◎	2～	市川(正)		
			社会科・地歴科教育法II☆	前	2	◎	2～	塚瀬		
			社会科・公民科教育法I☆	前	2	◎	2～	山浦		
			社会科・公民科教育法II☆	後	2	◎	2～	徳永		
			道德教育の指導法☆	前	2	◎	2～	早坂		
			特別活動の指導法☆	後	2	◎	2～	早坂		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	教育方法論☆	後	2	◎	2～	早坂		
			生徒指導論☆	後	2	◎	3～	小岩井		
			進路指導論☆	前	2	◎	3～	山浦		
	教育実習	5	教育相談の理論と方法☆	前	2	◎	3～	高木		
			教育実習指導☆	後	1	◎	3	山浦・小岩井		
教職実践演習	2	教育実習1☆	通	4	◎	4	小岩井			
		教職実践演習☆	後	2	◎	4	担当教員			
教科又は教職に関する科目	8	介護等体験☆	前	1	○	2～3	丹野・布山			
		特別支援教育の基礎理論☆	前	2	○	1～	高木・丹野			

中学校教諭一種免許状 (社会) 最低修得単位数	教育職員免許法施行規則(第66条の6)に定める科目	8単位	教科又は教職に関する科目 8単位	合計 67 単位
	教科に関する科目	20単位		
	教職に関する科目	31単位		

高等学校教諭一種免許状（公民） 18年度生用

(注) ◎必修科目 ○選択科目 ☆卒業単位に算入しない

第66条の6に定める科目	免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する本学開設授業科目  99 ページの科目表を参照のこと。	必要単位数
	日本国憲法	2		8 単位 必修
	体育	2		
	外国語コミュニケーション	2		
	情報機器の操作	2		

	免許法令による科目群	短論による単位数	本学開講科目による履修基準						必要単位数	必要履修
			科目	学期	単位	履修	履修	担当教員		
教科に関する科目	法学（国際法を含む）、政治学（国際政治を含む）	1以上	法学	後	2	◎	1～	大島	最低修得単位 20 単位（必修を含む）	教科または教職に関する科目の中から 16 単位
			地方自治論	後	2	○	2～	久保木		
			政治学概論	前	2	○	1～	久保木		
			民法	集	2	○	1～	石井(智)		
			行政法	後	2	○	2～	大島		
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1以上	社会学理論と社会システム	後	2	◎	1～	小林(孝)		
			福祉の仕事	後	2	○	1	担当教員		
			社会福祉の考え方	前	2	○	1	端田		
			経済学	後	2	◎	1～	吉村		
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1以上	地域福祉の理論と方法 I	前	2	○	2～	合田		
			哲学概論	前	2	◎	2～	徳永		
			哲学	一	2	○	1～	休講		
倫理学概論			後	2	◎	2～	徳永			
倫理学			前	2	○	1～	徳永			
心理学概論 I			前	2	○	1～	遠藤			
心理学概論 II	後	2	○	1～	佐藤					
心理学	前	2	○	1～	佐藤					
教職に関する科目	免許法令による科目群	短論による単位数	本学開講科目による履修基準						必要単位数	最低修得単位 23 単位（必修を含む） ただし、本学では 31 単位
	教職の意義に関する科目	2	教職概論☆	前	2	◎	1～2	山浦		
	教育の基礎理論に関する科目	6	教育学	後	2	○	1～	早坂		
			教育学概論☆	前	2	◎	1～	早坂		
			教育心理学（教育・学校心理学）	後	2	◎	1～	高木		
	教育課程及び指導法に関する科目	6	教育制度・経営☆	集	2	◎	2～	荒井		
			教育課程論☆	前	2	◎	2～	丹野		
			社会科指導法基礎☆	後	2	◎	1	山浦		
			社会科・公民科教育法 I ☆	前	2	◎	2～	山浦		
			社会科・公民科教育法 II ☆	後	2	◎	2～	徳永		
	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	4	特別活動の指導法☆	後	2	◎	2～	早坂		
			教育方法論☆	後	2	◎	2～	早坂		
			生徒指導論☆	後	2	◎	3～	小岩井		
	教育実習	3	進路指導論☆	前	2	◎	3～	山浦		
			教育相談の理論と方法☆	前	2	◎	3～	高木		
教職実践演習	2	教育実習指導☆	後	1	◎	3	山浦・小岩井			
		教育実習 2 ☆	通	2	◎	4	山浦			
教科又は教職に関する科目	16	教職実践演習☆	後	2	◎	4	担当教員			
		道徳教育の指導法☆	前	2	○	2～	早坂			
特別支援教育の基礎理論☆	前	2	○	1～	高木・丹野					

高等学校教諭一種免許状（公民）	教育職員免許法施行規則（第66条の6）に定める科目	8 単位	教科又は教職に関する科目 16 単位	合計
最低修得単位数	教科に関する科目	20 単位		67
	教職に関する科目	23 単位		単位

高等学校教諭一種免許状（地理歴史） 18年度生用

(注) ◎必修科目 ○選択科目 ☆卒業単位で算入されない

教員免許施行規則 第66条の6に定める科目	免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する本学開設授業科目	必要単位数
	日本国憲法	2	99ページの科目表を参照のこと。	8単位 必修
	体育	2		
	外国語コミュニケーション	2		
情報機器の操作	2			

教科に関する科目	免許法による科目群	総単位数	本学開講科目による履修基準					必要単位数	履修状況
			科目	学期	単位数	履修	履修状況		
教科に関する科目	日本史	1以上	日本史概論	前	2	◎	2～	川崎	最低修得単位数20単位(必修を含む)
			日本史	後	2	○	1～	川崎	
			社会思想史	後	2	○	1～	徳永	
			社会福祉発達史A	前	2	◎	2～	旭・越田・中嶋・鈴木(忠)	
			歴史の見方	後	2	○	1～	塚頼	
	外国史	1以上	東洋史概論	後	2	◎	2～	塚頼	
			東洋史	前	2	○	1～	塚頼	
			西洋史概論	後	2	◎	2～	駒村	
			西洋史	前	2	○	1～	駒村	
			社会福祉発達史B	後	2	○	2～	越前	
人文地理学及び自然地理学	1以上	地理学	後	2	◎	1～	羽田		
		地理学概論	前	2	◎	2～	市川(正)		
地誌	1以上	地誌	後	2	○	1～	羽田		
		地誌概論	前	2	◎	2～	羽田		
教職に関する科目	免許法による科目群	総単位数	本学開講科目による履修基準					必要単位数	最低修得単位数23単位(必修を含む) ただし、本学では31単位
	教職の意義に関する科目	2	教職概論☆	前	2	◎	1～2	山浦	
	教育の基礎理論に関する科目	6	教育学	後	2	○	1～	早坂	
			教育学概論☆	前	2	◎	1～	早坂	
			教育心理学(教育・学校心理学)	後	2	◎	1～	高木	
			教育制度・経営☆	集	2	◎	2～	荒井	
	教育課程及び指導法に関する科目	6	教育課程論☆	前	2	◎	2～	丹野	
			社会科指導法基礎☆	後	2	◎	1	山浦	
			社会科・地歴科教育法I☆	前	2	◎	2～	市川(正)	
			社会科・地歴科教育法II☆	前	2	◎	2～	塚頼	
			特別活動の指導法☆	後	2	◎	2～	早坂	
	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	4	教育方法論☆	後	2	◎	2～	早坂	
			生徒指導論☆	後	2	◎	3～	小岩井	
			進路指導論☆	前	2	◎	3～	山浦	
	教育実習	3	教育相談の理論と方法☆	前	2	◎	3～	高木	
教育実習指導☆			後	1	◎	3	山浦・小岩井		
教職実践演習	2	教育実習2☆	通	2	◎	4	山浦		
		教職実践演習☆	後	2	◎	4	担当教員		
教科又は教職に関する科目	16	道德教育の指導法☆	前	2	○	2～	早坂		
		特別支援教育の基礎理論☆	前	2	○	1～	高木・丹野		

高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	教育職員免許法施行規則(第66条の6)に定める科目	8単位	教科又は教職に関する科目 16単位	合計 67 単位
最低修得単位数	教科に関する科目	20単位		
	教職に関する科目	23単位		



高等学校教諭一種免許状（福祉） 18 年度生用

(注) ◎必修科目○選択科目 ☆卒業単位に算入されない

教職免許施行規則 第66条の6に定める科目	免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する本学開設授業科目  99 ページの科目表を参照のこと。	必要単位数  8 単位 必修
	日本国憲法	2		
	体育	2		
	外国語コミュニケーション	2		
	情報機器の操作	2		

免許法令による科目群	必修単位数	本学開講科目による履修基準						履修単位数	履修単位数
		科目	学期	単位	履修	履修	担当教員		
社会福祉学（職業指導を含む）	1 以上	現代社会と福祉Ⅰ	前	2	◎	2～	宮本（秀）	最低修得単位 20 単位（必修を含む）ただし、本学では 51 単位	
		現代社会と福祉Ⅱ	後	2	◎	2～	鈴木（忠）		
		福祉行政と福祉計画	後	2	◎	3～	宮本（秀）		
		社会保障Ⅰ	前	2	◎	3～	鈴木（忠）		
		社会保障Ⅱ	後	2	◎	3～	鈴木（忠）		
		低所得者に対する支援と生活保護制度	後	2	○	2～	鈴木（忠）		
高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	1 以上	高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ	後	2	◎	2～	越田		
		児童や家庭に対する支援と児童家庭福祉制度	後	2	◎	2～	川島		
		障害者に対する支援と障害者自立支援制度	前	2	◎	2～	旭		
社会福祉援助技術	1 以上	相談援助の基盤と専門職Ⅰ	前	2	◎	1～	鈴木（由）		
		相談援助の基盤と専門職Ⅱ	後	2	◎	1～	鈴木（由）		
		相談援助の理論と方法Ⅰ	前	2	◎	2～	端田		
		相談援助の理論と方法Ⅱ	後	2	◎	2～	蒼津		
		相談援助の理論と方法Ⅲ	前	2	◎	3～	端田		
		相談援助の理論と方法Ⅳ	後	2	◎	3～	端田		
		地域福祉の理論と方法Ⅱ	後	2	◎	2～	合田		
		社会調査の基礎	後	2	◎	1～	旭		
介護理論及び介護技術	1 以上	高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ	前	2	◎	2～	越田		
		生活支援技術Ⅰ	後	2	◎	2～	越田		
社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む）	1 以上	相談援助演習Ⅰ	後	1	◎	2～	担当教員		
		相談援助演習Ⅱ	前	1	◎	3～	担当教員		
		相談援助演習Ⅲ	前	1	◎	3～	担当教員		
		相談援助演習Ⅳ	後	1	◎	3～	担当教員		
		相談援助実習指導Ⅰ	後	1	◎	2～	担当教員		
		相談援助実習指導Ⅱ	前	1	◎	3～	担当教員		
		相談援助実習指導Ⅲ	後	1	◎	3～	担当教員		
		相談援助実習指導Ⅳ	前	1	○	4	担当教員		
		相談援助実習	▽	4	◎	3～	担当教員		
人体構造及び日常生活行動に関する理解	1 以上	人体構造及び日常生活行動に関する理解	前	2	◎	2～	上鹿渡・樋口		
加齢及び障害に関する理解	1 以上	加齢及び障害に関する理解	後	2	◎	2～	担当教員		
免許法令による科目群	必修単位数	本学開講科目による履修基準						履修単位数	履修単位数
		科目	学期	単位	履修	履修	担当教員		
教職の意義に関する科目	2	教職概論☆	前	2	◎	1～2	山浦	最低修得単位 23 単位（必修を含む） ただし、本学では 29 単位	
教育の基礎理論に関する科目	6	教育学	後	2	○	1～	早坂		
		教育学概論☆	前	2	◎	1～	早坂		
		教育心理学（教育・学校心理学）	後	2	◎	1～	高木		
		教育制度・経営☆	集	2	◎	2～	荒井		
教育課程及び指導法に関する科目	6	教育課程論☆	前	2	◎	2～	丹野		
		福祉科教育法Ⅰ☆	前	2	◎	2～	中島		
		福祉科教育法Ⅱ☆	後	2	◎	2～	中島		
		特別活動の指導法☆	後	2	◎	2～	早坂		
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	4	教育方法論☆	後	2	◎	2～	早坂		
		生徒指導論☆	後	2	◎	3～	小岩井		
		進路指導論☆	前	2	◎	3～	山浦		
教育実習	3	教育相談の理論と方法☆	前	2	◎	3～	高木		
		教育実習指導☆	後	1	◎	3	山浦・小岩井		
教職実践演習	2	教育実習2☆	通	2	◎	4	山浦		
		教職実践演習☆	後	2	◎	4	担当教員		
教科又は教職に関する科目	16	道徳教育の指導法☆	前	2	○	2～	早坂		
		特別支援教育の基礎理論☆	前	2	○	1～	高木・丹野		

高等学校教諭一種免許状（福祉）	教育職員免許法施行規則（第66条の6）に定める科目	8 単位		合計
最低修得単位数	教科に関する科目	20 単位	教科又は教職に関する科目	67 単位
	教職に関する科目	23 単位	16 単位	

特別支援学校教諭一種免許状 18～15 年度生用

特別支援教育に関する科目

(注) ◎必修科目○選択科目☆卒業単位に算入されない

免許法令による 科目群		単位数	本学開講科目による履修基準 ☆は卒業単位として算入されない科目					備考	
			科目	期	単	履修	履修		担当教員
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	障害者教育総論☆	後	2	◎	1～	布山	最低修得所要単位 26 単位 ただし、本学では 27 単位 (必修を含む)
特別支援教育領域 に関する科目	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	前	2	◎	2～	高木・上鹿渡		
		発達診断の理論と方法	後	2	○	2～	高木		
	肢体不自由者の心理・生理・病理	前	2	◎	2～	宮地			
	病弱者の心理・生理・病理	後	2	◎	2～	中島・上鹿渡			
	知的障害教育Ⅰ☆	前	2	◎	2～	高木			
	知的障害教育Ⅱ☆	後	2	◎	2～	高木			
	肢体不自由教育Ⅰ☆	前	2	◎	2～	丹野			
	肢体不自由教育Ⅱ☆	後	2	◎	2～	丹野			
	自立活動の理論と実際	後	2	○	2～	丹野・高木			
	病弱教育Ⅰ☆	前	2	◎	2～	布山			
	病弱教育Ⅱ☆	後	2	○	2～	布山			
	知的障害教育演習 (専門ゼミナール)	通	4	○	3～	高木			
	肢体不自由教育演習 (専門ゼミナール)	通	4	○	3～	丹野			
	免許状に定められる こととなる特別支援 教育領域以外の領域 に関する科目	・心身に障害のある幼児、児童又は生 徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生 徒の教育課程及び指導法に関する科 目	視覚障害教育総論	集	2	◎	3～	相羽・奈良	
聴覚・言語障害教育総論			前	2	◎	3～	高木		
重複障害・LD 等教育総論			後	2	◎	3～	櫻井・丹野		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒 についての教育実習		特別支援教育実習指導☆	後	1	◎	3～	布山		
		特別支援教育実習☆	集	2	◎	4	布山		